



報道機関 各位

記者発表資料

令和2年7月15日（水）

問い合わせ先：年金医療課

課長：清宮

担当：吉岡、伊藤

電話：829-1279

内線：3253～3255

心身障害者医療費（後期高齢者医療該当者）に係る
医療費の未支給（6月30日支給分）について

このたび、心身障害者医療費（後期高齢者医療該当者）受給者のうち、緑区に該当する支給対象者に係る令和2年6月30日支給分の心身障害者医療費が未支給であったことが判明しました。

対象となる皆様にご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないよう、適切な事務処理を徹底してまいります。

1 心身障害者医療費（後期高齢者医療該当者）に係る医療費の支給について

心身障害者医療費（後期高齢者医療該当者）の受給者が、さいたま市外の医療機関を受診した際は、申請を要せず医療費を支給することになっており、埼玉県後期高齢者医療広域連合から提供される医療費データを基に、受診した月の4か月後の月末以降にさいたま市が対象者に医療費を支給する仕組みとなっています。

2 経緯

令和2年7月6日（月）及び8日（水）において、緑区在住の別々の心身障害者医療費（後期高齢者医療該当者）の支給対象者から令和2年2月分の医療費が振込まれていないとの問い合わせがあったことを受け、調査したところ、心身障害者医療費（後期高齢者医療該当者）で緑区に該当する受給者に係る令和2年6月30日支給分の医療費が未支給となっていることが判明しました。

3 状況

対象者数：195人 件数：329件

金額：1,185,520円（最高額57,600円、最低額：60円）

※心身障害者医療費（後期高齢者医療該当者）で緑区に該当する方が対象。

4 原因

今回の事案は、埼玉県後期高齢者医療広域連合から提供された医療費データを、6月にさいたま市が支給処理を行うシステムに取込んだ時に、さいたま市10区すべての医療費が取込まれていることを、システムにおいて確認する機能がなく、また、確認作業においても緑区に該当する医療費データがないことに気づかないまま支給処理を行ってしまったため、医療費の支給ができなかったことが原因です。

5 今後の対応

対象者の方々に対して、本日、お詫びの文書を送付いたしました。その中で、未支給分を7月31日（金）にお振込みする旨をお知らせいたしました。

6 再発防止策

さいたま市の心身障害者医療費（後期高齢者医療該当者）の医療費データの取込処理マニュアルに、システムへの取込時点でさいたま市10区すべての医療費が取込まれていることを必ず確認するよう記載するとともに、確認作業におけるチェック体制の強化に努めてまいります。また、システムにおいて、さいたま市10区すべての医療費が取込まれていることを確認する機能を追加することを検討しています。

なお、直近1年分の当該医療費データを確認したところ、さいたま市10区すべての医療費データが正常に取込まれており、支給処理がされていることを確認しました。